

令和8年（2026年）

第3回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和8年（2026年）3月24日 開催

大阪狭山市教育委員会

第3回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和8年（2026年）3月24日（火）

午後2時00分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員（5名）

竹谷 好弘	教育長
山田 順久	教育長職務代理者
井上 寿美	委員
内田 幸子	委員
鶴川 和水	委員

出席事務局の職員

寺下 憲志	教育監
山田 裕洋	教育部長
浜口 亮	こども政策部長
吉田 耕太郎	こども政策部こども家庭支援担当部長
山本 泰士	こども政策部理事
山本 一幸	教育部次長
中本 真司	教育部副理事兼教育指導グループ課長
岩間 かおり	こども政策部次長兼こども家庭支援グループ課長
森口 健次	教育政策グループ課長
畑辻 旭秀	生涯学習グループ課長
牧 宏幸	こども育成グループ課長
神楽所 保則	教育政策グループ学校給食担当課長
荒川 郁代	教育政策グループ参事
植田 隆司	生涯学習グループ参事

書記

鳥山 可奈子	教育政策グループ課長補佐
--------	--------------

議事日程

開会

教育長活動報告

議事

- | | | |
|------|--------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第11号 | 大阪狭山市立こども園・幼稚園及び教育委員会事務局の管理職人事異動について |
| 日程第2 | 議案第12号 | 大阪狭山市立小学校・中学校の管理職人事異動について |
| 日程第3 | 議案第13号 | 大阪狭山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について |
| 日程第4 | 議案第14号 | 大阪狭山市教育委員会電子署名規程について |
| 日程第5 | 議案第15号 | 大阪狭山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について |
| 日程第6 | 議案第16号 | 大阪狭山市文化財保護審議会委員の解嘱について |
| 日程第7 | 議案第17号 | 大阪狭山市狭山池総合学術調査委員会委員の解嘱及び委嘱について |

閉会

○各グループの報告事項

教育部長（山田裕洋）

それでは、定刻となりましたので、教育委員会会議の進行につきまして、教育長、よろしくお願いたします。

教育長（竹谷好弘）

改めまして、こんにちは。

令和8年第3回の教育委員会定例会議ということで、始めさせていただきます。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、議事録の署名委員は、会議規則によりまして、山田教育長職務代理者と井上委員を指名いたします。

傍聴の方は、今日はおられません。ということで、教育長活動報告をさせていただきます。

3月は議会の定例月ということで、2月26日に本会議初日ということで、質問が出ておりまして、3月10日、11日、代表質問、個人質問ということで教育委員会にいろいろご質問いただきました。後ほど内容については、ご報告をしていただきたいと思います。

3月13日中学校卒業式、3月16日は幼稚園、こども園卒園式、3月18日小学校卒業式ということで、教育委員の皆様には告辞、それからお祝いの言葉等、どうもありがとうございました。

その他、各種会議に出席をしております。

以上、教育長活動報告とさせていただきます。よろしいでしょうか。

今日なんですけれども、議事に移ります前にお諮りしたい案件がございます、今回の定例会に提出しております議案のうち、議案第11号と12号につきましては、会議規則の規定によりまして、人事に関する案件ということで、非公開にするかどうかをまず決めるということで、本件は非公開とすることにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということで、議案第11号及び12号について、非公開といたします。

ということで議事に入りますので、非公開案件となりますので教育監、部長以外については退席となります。

（退 席）

（入 室）

それでは続きまして、日程第3、議案第13号、大阪狭山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育政策グループ課長（森口健次）

それでは、議案第13号、大阪狭山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料は3ページから5ページでございます。

4ページをご覧ください。

改正の理由でございますが、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援法が改正され、新たな通園制度となる乳児等通園支援事業を本市においても実施することに伴い、教育長の権限に属する事務の一部についての事項に関し、必要な事項を定めた本規定について所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては令和8年4月1日とさせていただきますのでございます。

以上、非常に簡単な説明でございますが、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり可決すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

続きまして、日程第4、議案第14号、大阪狭山市教育委員会電子署名規程についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育政策グループ参事（荒川郁代）

それでは、日程第4、議案第14号、大阪狭山市教育委員会電子署名規程についてご説明させていただきます。

お手元にございます大阪狭山市教育委員会電子署名規程と併せて、大阪狭山市電子署名規程をご覧ください。

大阪狭山市では電子署名に関する事務処理の基準を定めた大阪狭山市電子署名規程が令和8年3月17日に公布され、電子文書及び電子契約書への電子署名に関する必要な事項が定められています。

教育委員会におきましても、行政のデジタル化の進展に伴い、教育長名をもってする電子文書の発出や電子契約書の締結等、電子署名を活用した事務処理の必要性が高まっているため、市と同様に本規程を制定するものでございます。

なお、大阪狭山市教育委員会における必要な手続、その他の事項については市電子署名規程の例によるものとしまして、市電子署名規程の第2条第6号、第3条、第8条及び第9条の市長を教育長に、市電子署名規程の第3条中、総務部長を教育部長に、総務部法制・総務グループを教育部教育政策グループに、市電子署名規程の第5条第1項中、総務部法制・総務グループ課長を教育部教育政策グループ課長に、市電子署名規程の第7条中、大阪狭山市公印規則、昭和35年大阪狭山市規則第3号を大阪狭山市教

育委員会公印規則、昭和57年大阪狭山市教育委員会規則第1号に読み替えるものでございます。

附則といたしまして、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、非常に簡単な説明ではございますが、ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございます。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

続きまして、日程第5、議案第15号、大阪狭山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育政策グループ課長（森口健次）

それでは、議案第15号、大阪狭山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。

資料は7ページから9ページでございます。

8ページをご覧ください。

改正の理由でございますが、議案第13号と同じく、新たな通園制度となる乳児等通園支援事業を本市においても実施することに伴い、こども政策部の所掌事務について、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては令和8年4月1日とさせていただきます。

以上、非常に簡単な説明でございますが、ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等
ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり可決すること
にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

続きまして、日程第6、議案第16号、大阪狭
山市文化財保護審議会委員の解嘱についてを議
題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

生涯学習グループ課長(植田隆司)

議案第16号、大阪狭山市文化財保護審議会委
員の解嘱についてご説明いたします。

議案書の10ページをお願いいたします。

本審議会は大阪狭山市文化財保護条例に基づ
き、設置されております。

平成19年度の当審議会設置当初より長らく委
員をお務めいただいております、同審議会の
植松清志委員から、このたび本年度末日での退
任を希望する旨の申出がございましたため、同
委員を令和8年3月31日付で解嘱させていただ
くものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議よ
ろしくお願いいたします。

教育長(竹谷好弘)

ただいまの説明につきまして、何かご質問等
ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

これ担当に、追加説明ということで、解嘱後
の委員の取扱いについて、どのようなことにな
るのでしょうか。

担当。

生涯学習グループ課長(植田隆司)

お答えいたします。

大阪狭山市文化財保護審議会は植松委員のほ
かに藪田委員、千賀委員、石川委員、藤原委員、

上杉委員、上田委員という形で、各専門の先生
方にお越しいただいてご意見を頂戴しておりま
す。植松委員のほうは、特に歴史建造物、例え
ば古民家でございますとか社寺といったご専門
でご指導を賜っておりました。この関係で、こ
ういう歴史的建造物のご専門の先生を現在探索
いたしております。非常に人材が少ない形でご
ざいますが、狭山池総合学術調査委員会のほう
にも建築の先生がいらっしゃったりしますので、
その方のご指導を仰ぎながら喫緊のうちに、適
正な人材を求めたいと考えております。

以上です。

教育長(竹谷好弘)

ほかに何かご質問等ございますでしょうか。
よろしいですか。

それでは、本案を原案のとおり可決すること
にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

続きまして、日程第7、議案第17号、大阪狭
山市狭山池総合学術調査委員会委員の解嘱及び
委嘱についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

生涯学習グループ課長(植田隆司)

議案第17号、大阪狭山市狭山池総合学術調査
委員会委員の解嘱及び委嘱についてご説明いた
します。

11ページをお願いいたします。

この委員会は、大阪狭山市附属機関設置条例
に基づき設置されております。

平成25年度の当委員会設置当初より長らく委
員をお務めいただいております工楽善通委員か
ら、このたび本年度末日付での退任を希望する
旨の申出がございましたため、同委員を令和8
年3月31日付で解嘱させていただくものです。

同委員の解嘱に伴いまして、工楽委員の後任として大阪府立狭山池博物館館長の小山田宏一氏を委員に委嘱させていただくものでございます。

任期につきましては、大阪狭山市狭山池総合学術調査委員会規則第3条第2項、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とするにより、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとなります。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議よろしくお願いたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

本日の議案は以上でございますので、これをもちまして、定例会議を閉会いたします。

以上